

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和5年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法の規定に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、第2項 別表第一 項番15 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 別表第一 項番1、別表第二 ・秋田県知事に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則 第2条1項、第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>

番号法第19条第5号、第8号、第9号

【情報照会】別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令
項番26 第19条

【情報提供】別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令

- 項番9 第8条第1号イ、第2号イ
- 項番10 第9条第1号ホ、第3号ロ、第4号ヘ、第5号コ
- 項番14 第11条第1号ニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号イ
- 項番16 第12条第1号又、第2号チ、第3号ハ、第4号リ、第5号、第6号チ、第8号又
- 項番18 第13条第3号イ
- 項番20 第14条第3号イ
- 項番24 第17条第1号
- 項番26 第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号
- 項番27 第20条第11号、第14号、第17号、第21号ロ、第22号
- 項番28 第21条第2号ハ、第10号、第11号、第13号、第14号、第15号
- 項番31 第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号、第11号
- 項番37 第23条第2号イ
- 項番38 第24条第1号
- 項番42 第25条第10号ロ
- 項番50 第26条の4第1号
- 項番53 第27条第3号イ
- 項番54 第28条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号
- 項番61 第32条第1号イ、第2号イ
- 項番62 第33条第3号
- 項番64 第35条第1号
- 項番70 第39条第1号
- 項番87 第44条第1号又、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号
- 項番94 第47条第1項第12号イ、第13号イ、第14号イ、第16号イ、第26号イ、第27号イ、
第29号イ、第31号イ、第32号イ、第33号イ、第34号イ、第35号イ、第36号イ、
第37号イ、第38号イ、第39号イ、第40号イ、第41号イ、第44号イ、第45号イ、
第46号イ、第47号イ、第48号イ
- 項番104 第52条
- 項番106 第53条第1号ホ、第2号ニ、第3号ハ
- 項番108 第55条第1号リ、第6号ヘ、第7号ハ、第9号ホ、第10号ハ、第11号ホ
- 項番113 第58条第1号イ、第2号イ
- 項番116 第59条の2の2第1号リ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号リ、第8号、
第9号、第10号、第11号、第12号
- 項番120 第59条の3第1号イ、第2号イ

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1314

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 5②所属長	福祉政策課長 成田 公哉	福祉政策課長 須田 広悦	事後	
平成28年11月18日	II 1いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年11月18日	II 2いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	I 4②法令上の根拠	策定時点の条項を記載	条項を更新	事後	
平成31年3月27日	I 5①部署	秋田県健康福祉部福祉政策課	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	事後	
平成31年3月27日	I 5②所属長	福祉政策課長 須田 広悦	課長	事後	
平成31年3月27日	I 8 問い合わせ連絡先	秋田県健康福祉部福祉政策課	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	事後	
平成31年3月27日	II 1いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	II 2いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和2年6月1日	評価書名	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務基礎項目評価書	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務基礎項目評価書	事後	令和元年9月30日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」の一部が改正され、令和2年6月1日から進学準備給付金が情報連携の対象に追加されたため、「就労自立給付金」の後に「若しくは進学準備給付金」を追加する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	秋田県は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	秋田県は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	事後	同上
令和2年6月1日	I1 ②事務の概要	生活保護法の規定に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	生活保護法の規定に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	事後	同上
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年7月30日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年8月9日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年8月9日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月9日	IV8監査	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年3月28日	I 1 ②事務の概要	<p>生活保護法の規定に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護法の規定に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行う事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年3月28日	I 1 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	I 3個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 項番15 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、第2項 別表第一 項番15 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 別表第一 項番1、別表第二 ・秋田県知事に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則 第2条1項、第3条 	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年3月28日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第5号、第8号、第9号	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	I 4②法令上の根拠	<p>【情報提供】別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>項番9 第8条第1号イ、第2号イ</p> <p>項番10 第9条第1号二、第3号ロ、第4号ニ、第5号ロ</p> <p>項番14 第11条第1号二、第2号ロ、第3号ロ、第4号イ</p> <p>項番16 第12条第1号リ、第2号ト、第3号ハ、第4号リ、第5号、第6号ト、第8号又</p> <p>項番20 第14条第3号イ</p> <p>項番24 第17条第1号</p> <p>項番26 第19条第1号又、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p> <p>項番27 第20条第4号、第5号、第6号、第7号、第9号ロ、第10号</p> <p>項番28 第21条第1号ハ、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号</p> <p>項番31 第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号、第11号</p> <p>項番37 第23条第1号</p> <p>項番38 第24条第1号</p> <p>項番53 第27条第3号イ</p> <p>項番54 第28条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号</p> <p>項番61 第32条第1号イ、第2号イ</p> <p>項番62 第33条第3号</p> <p>項番64 第35条第1号</p> <p>項番70 第39条第1号</p> <p>項番87 第44条第1号又、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p> <p>項番94 第47条第1項第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号</p>	<p>【情報提供】別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>項番9 第8条第1号イ、第2号イ</p> <p>項番10 第9条第1号ホ、第3号ロ、第4号ヘ、第5号ロ</p> <p>項番14 第11条第1号二、第2号ロ、第3号ロ、第4号イ</p> <p>項番16 第12条第1号又、第2号子、第3号ハ、第4号リ、第5号、第6号子、第8号又</p> <p>項番18 第13条第3号イ</p> <p>項番20 第14条第3号イ</p> <p>項番24 第17条第1号</p> <p>項番26 第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p> <p>項番27 第20条第11号、第14号、第17号、第21号ロ、第22号</p> <p>項番28 第21条第2号ハ、第10号、第11号、第13号、第14号、第15号</p> <p>項番31 第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号、第11号</p> <p>項番37 第23条第2号イ</p> <p>項番38 第24条第1号</p> <p>項番42 第25条第10号ロ</p> <p>項番50 第26条の4第1号</p> <p>項番53 第27条第3号イ</p> <p>項番54 第28条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号</p> <p>項番61 第32条第1号イ、第2号イ</p> <p>項番62 第33条第3号</p> <p>項番64 第35条第1号</p> <p>項番70 第39条第1号</p> <p>項番87 第44条第1号又、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p> <p>項番94 第47条第1項第12号イ、第13号イ、第14号イ、第16号イ、第26号イ、第27号イ、第29</p>	事後	
令和5年7月28日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月28日	II 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	